

和水町老朽危険空家等除去促進事業に係る補助金交付の流れ

	申請者	町
1	<p>事前調査申込書（様式第1号）の提出 【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 位置図（付近見取図） ② 現況写真 ③ 町税等納付状況確認同意書 （様式第2号） ④ 建物、敷地の登記事項証明書 ※未登記の場合は、固定資産評価証明書 ⑤ 除去工事同意書兼委任状 （様式第3号） ⑥ 紛争等が生じた場合の誓約書 （様式第4号） ⑦ 戸籍謄本等の写し ※建物、敷地の相続人全員が確認できる書類 ⑧ その他町長が必要と認める書類 （要綱第8条第1項関係） 	
2		<p>事前調査申込書の審査、現地調査等を行い、補助対象の可否を判定する。 ・判定通知書（様式第5号）の発出 （要綱第8条第2項関係）</p>
3	<p>（補助対象と判定された場合） 補助金交付申請書（様式第6号）の提出 【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 判定通知書の写し ② 除去工事 見積書の写し ③ 請負業者が土木・建築・解体業の許可等を受けたことを証する書類の写し ④ 跡地管理に関する誓約書 （様式第7号） ⑤ その他町長が必要と認める書類 （要綱第9条関係） 	
4		<p>補助金交付申請書の審査を行い、補助金交付の可否を決定する。 ・補助金交付決定通知書（様式第8号）の発出 （要綱第10条関係）</p>
5	<p>（補助金交付が可とされた場合） 工事着手届（様式第9号）の提出 【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事請負契約書の写し ② 工程表 ③ 石綿事前調査結果の写し ④ その他町長が必要と認める書類 （要綱第11条関係） 	
6	<p>《着工》 工事内容に変更が生じた場合は、速やかに工事変更等承認申請書（様式第10号）を提出 （要綱第12条第1項関係）</p>	

	申請者	町
7		工事変更等の承認申請がなされた場合は、その内容を審査する。 ・ <u>工事変更等承認（不承認）通知書</u> （様式第 11 号）の発出 （要綱第 12 条第 2 項関係）
8	《工事完了》 <u>補助金実績報告書</u> （様式第 12 号）の提出 【添付書類】 ① 請求内訳書（工事实績内訳書）の写し ② 領収書の写し ③ 工事後の写真（工事写真） ④ 廃棄物 処分証明書類の写し ⑤ その他町長が必要と認める書類 （要綱第 13 条関係）	
9		実績報告書の審査、現地調査を行い、補助金額を確定する。 ・ <u>補助金交付確定通知書</u> （様式第 13 号）の発出 （要綱第 14 条関係）
10	<u>補助金交付請求書</u> （様式第 14 号）の提出 （要綱第 15 条第 1 項関係）	
11		補助金の支払い （要綱第 15 条第 2 項関係）
交付決定の取消し等		虚偽、不正等により補助金の交付決定を受け、又は要綱に違反するなど不相当と認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消す。 ・ <u>補助金交付決定取消通知書</u> （様式第 15 号）の発出 （要綱第 16 条関係）
	補助金の返還 既に補助金が交付されている場合であって、補助金交付決定取消がなされた場合は、当該取消しに係る額を返還しなければならない。 （要綱第 16 条関係）	